

事業系ごみ（一般廃棄物）の分け方・出し方

○搬入できる物○		出し方	*搬入できない物*
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厨芥類(生ごみなど)・紙くず <ul style="list-style-type: none"> * 水切りを徹底すること * 市場、飲食店、小売店、事務所などから排出されるもの ○ 布類(作業服・帽子・軍手など) ○ 木くず(板切れ、木片、おがくず)・剪定くず <ul style="list-style-type: none"> * 長さ50cm、幅20cm×厚さ5cm又は直径5cm以内の大きさに切断してあるもの ○ 畳・わらくず <ul style="list-style-type: none"> * 長さ50cm、幅50cm以内の大きさに切断してあるもの ○ 上記以外で家庭から排出されるものと同様な種類であり、家庭と同程度の排出量のもの (事務所内のごみ箱のごみなど) 	<p>※半透明もしくは無色透明の袋に入れて搬入してください</p> <p>※おがくずは、飛散しないように搬入してください</p> <p>※板きれ、木片、剪定くずは、直径20cm程度の束に縛って搬入してください</p> <p>※畳は切断して、そのまま搬入してください</p> <p>※半透明もしくは無色透明の袋に入れて搬入してください</p>	<p>※産業廃棄物に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻（事業活動に伴って生ずる石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物） ・廃油（鉱物性油、動植物性油脂に係るすべての廃油） ・紙くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去、紙製造業、製本業などの特定の業種から排出されるもの） ・木くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去、木材・木製品製造業などの特定の業種から排出されるもの。ただし、搬入条件を満たすものは自己搬入に限り受入れ可能） ・繊維くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去、繊維工業から排出されるもの） ・動物系固形不要物（と畜場、食鳥処理場から排出される固形状の不要物） ・金属くず（鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くずなど） ・がれき類（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片など） ・汚泥（工場廃水処理や製造工程などから排出される泥状のもの） ・廃酸（酸性の廃液） ・廃アルカリ（アルカリ性の廃液） ・廃プラスチック類 ・ゴムくず（天然ゴムくず） ・動植物性残さ（食料品製造業等において原料として使用した動植物にかかる固形状の不要物） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・鉱さい（製鉄所の炉の残さいなど） ・動物のふん尿（畜産農業から排出されるもの） ・動物の死体（畜産農業から排出されるもの） ・ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん） ・前記の廃棄物を処分するために処理したもの <p>※粗大ごみ（一斗缶24cm×24cm×35cmより大きいもの）に該当するもの</p> <p>※有害ごみ（蛍光管、電球、水銀計、乾電池）、有害性のあるもの</p> <p>※プラスチック類（製造、販売過程等からのプラスチック製品・発泡スチロール・PPバンド・ビニール類・テープ類等）</p> <p>※感染性医療廃棄物（注射器・注射針・血液の付着したチューブ、ガーゼ等）</p> <p>※紙類（再生できるもの）</p> <p>※その他（自動車及びバイクの部品、バッテリー、タイヤ、ガスボンベ、消火器、コンクリート、レンガ、ブロック、耐火金庫、薬品及び薬品の入っていた容器、ガソリン、オイル、塗料などの液体状のもの、土、砂、石、がれき等の建築廃材など）</p>
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金物類 ○ 瀬戸物類 ○ 針金ハンガー(束ねること) ○ 家庭から排出されるものと同様な種類であり、家庭と同程度の排出量のもの 	<p>ケース等の容器に裸のまま入れて搬入してください</p> <p>一斗缶（24cm×24cm×35cm）以内の大きさのものに限ります</p>	
リサイクル資源の分け方	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビン(飲食料用、調味料用、酒類用など) <ul style="list-style-type: none"> * 従業員が飲食したもの、又は消費者が販売店等に返却したもの * 飲食料等の中身が残っていないもの * ふたを取り、洗って乾いているもの * 薬品類が入っていたものは搬入できません ○ カン(飲食料用、調味料用、酒類用、缶詰など) <ul style="list-style-type: none"> * 従業員が飲食したもの、又は消費者が販売店等に返却したもの * 飲食料等の中身が残っていないもの * ふたを取り、洗って乾いているもの * 薬品類が入っていたものは搬入できません ○ ペットボトル  マークの入った飲料、酒類、醤油、みりん用) <ul style="list-style-type: none"> * 従業員が飲食したもの、又は消費者が販売店等に返却したもの * 飲食料等の中身が残っていないもの * ふたを取り、ラベルを取り、洗って乾いているもの ○ 資源プラスチック(飲食料用の容器包装プラスチックに限る) <ul style="list-style-type: none"> * 従業員が飲食したものに限る * 飲食料等の中身が残っていないもの 	<p>ケース等の容器に裸のまま入れて搬入してください</p>	
搬入施設	富士見環境センター：可燃ごみ、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチック 新座環境センター：可燃ごみ		産業廃棄物については下の協会へお問い合わせください 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 住所 さいたま市高砂3-5-7 高砂建物ビル 電話 048-822-3131 FAX 048-822-6299
搬入方法	当組合から搬入証の発行を受けていない事業者は、搬入当日に市役所ごみ担当課へ電話連絡（ごみの種類、量など）により申請してください 事前に申請が無い場合は搬入できません 施設の稼働状況によって搬入できない場合や搬入量を制限する場合があります 搬入施設でごみの現物を確認した結果、搬入条件を満たしていないものは搬入をお断りします		一般廃棄物で当センターに搬入できないものについては 一般廃棄物処理許可業者にお問合せください
搬入日時	月曜日から金曜日 午前9時～11時30分、午後1時～4時 土曜日 午前9時～11時30分		
処理手数料	<可燃ごみ（資源プラスチック含む）・不燃ごみ・ペットボトル> 20kgにつき450円 <ビン> 20kgにつき330円 <カン>無料		

◎事業活動に伴って生じる全ての廃棄物の処理責任は、事業者自身にあります。事業活動のあらゆる場面で、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理を心がけてください。
 ◎事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」は、組合では処理できませんので自ら処理するか、県の許可した産業廃棄物処理許可業者に委託してください。